告　　示

○財務省告示第百三十一号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十七年財務省告示第百八十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、同条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月八日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名、銘柄及び型式　法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム

㈡　特徴　水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹸や洗剤の原料として用いられる。

二　法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　法第八条第九項の規定により指定された期間

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号。以下「令」という。）の施行の日から平成二十八年八月八日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（平成二十八年財務省告示第八十三号。以下「第八十三号告示」という。）で告示したとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。

五　その他参考となるべき事項

㈠　韓国を原産地とする水酸化カリウムの暫定的な不当廉売関税の税率

令において定める不当廉売関税の税率については第八十三号告示における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、UNID Company Ltd.を供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ四十九・五パーセントとなる。

㈡　中国を原産地とする水酸化カリウムの暫定的な不当廉売関税の税率

令において定める不当廉売関税の税率については第八十三号告示における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、Jiangsu OCI Chemical Ltd.を供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ七十三・七パーセントとなる。

○厚生労働省告示第二百一号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の二の3中「又は別表第二」を「、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三」に改め、「（別表第一に掲げる介護施設）」の下に「又は別表第二に掲げる介護施設」を加える。

第三の一の2中「別表第三」を「別表第四」に改め、同二の2中「別表第一、別表第二又は別表第四に掲げる」を「当該受入れ機関が当該インドネシア介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる」に改める。

別表第四を削る。

別表第三を別表第四とする。

別表第二第五号を同表第六号とし、同表第四号中「第七十七条第一項第四号」を「第七十七条第一項第九号」に、「地域活動支援センター」を「同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号中「若しくは短期入所療養介護」を「、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）」に改め、「介護予防通所介護、」を削り、「若しくは介護予防短期入所療養介護」を「、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）」に改め、「介護予防通所介護若しくは」を削り、「認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は」を「地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護」に改め、「介護予防認知症対応型共同生活介護」の下に「若しくは同法に規定する第一号通所事業」を、「施設（」の下に「老人福祉法に規定する」を加え、「及び老人短期入所施設を除く。）」を「、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号中「又は老人短期入所施設」を「、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号中「施設」の下に「又は障害児入所施設」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二　生活保護法に規定する救護施設又は更生施設

別表第二を別表第三とする。

別表第一第四号中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）」の下に「に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等